

# 事業仕分けの結果をお知らせします

行政改革推進委員会が行った事業仕分けの結果を受けて市の方針を決定しました。今回実施した健康福祉分野51事業の仕分け結果は、「廃止」1件、「要改善」19件、「現行どおり」31件です。「廃止」、「要改善」となった事業については、各課で事業の見直しに取り組み、可能なものは平成25年度の予算編成に反映させます。下表に掲載するのは、「廃止」「要改善」となった事業です。詳しくは、市ホームページのほか、市役所行政情報資料室で閲覧できます。☎ 総務課・内線282

事業名	担当課	市の方針
健康づくり推進員及び食生活改善推進員活動の充実	健康づくり支援課	要改善
健康フェア		
健康宣言教室		
朝食レシピコンクール		
特定疾病療養者見舞金支給事業		
食品表示の推進		
健康づくり運動教室	高齢者支援課	要改善
SOS ネットワーク事業		
きらめきデイサービスの促進		
空き店舗を活用した「お休み処」の充実		
高齢社会への対応を探る事業の推進		
地域ケア会議の開催		
ファミリーサポートセンター事業の推進	保育課	要改善
地域活動支援センターへの支援	障害福祉支援課	要改善
視覚障害者マッサージ師の派遣		
障害福祉サービス相談支援事業		
生活一時資金貸付事務	社会福祉課	廃止
基幹機能強化事業	障害者福祉センター	要改善
国保税の滞納整理	国保年金課	要改善
子ども総合相談の推進	子ども相談課	要改善

**東日本大震災に係る「り災証明書」の新規受付終了のお知らせ**

東日本大震災に係る「り災証明書」の新規申請受付を、被害状況の確認が難しいため、12月28日をもって終了します。

なお、「り災証明書」の再発行および「り災届出証明書」の新規申請については、引き続き受付をします。

「り災証明書」の新規申請を希望される方は、印鑑と本人が確認できるもの（免許証など）を持参の上、市民安全課で申請してください。

☎ 市民安全課・内線295

## 11月は「ちば国保月間」

国民健康保険（国保）は、加入者が保険税を出し合い、病気やケガなどのときに安心して治療を受けられる相互扶助の制度です。

### ◎保険税は納付期限内に納付しましょう

治療費は、加入者が一部（1割～3割）を支払い、残りは国保が負担します。その負担分には保険税が充てられます。保険税は国保を運営するための重要な財源です。必ず納期限内に納めましょう。

### ◎お支払いは口座振替が便利です

保険税を口座振替にすると、「自動的に引き落とされるので納め忘れがない」「納期ごとに金融機関に行く必要がない」など大変便利です。取扱い金融機関についてはお問い合わせください。

※年金からの天引き（特別徴収）の対象となっている方でも、納付方法変更申出書を提出することにより、口座振替で納めることができます。

### ◆国民健康保険税の軽減について

前年中の所得が一定の基準以下（※）の場合、保険税（均等割額と平等割額）が6割または4割減額になります。減額対象者は、申告（所得税・住民税）された所得金額により決まるため、未申告の場合所得がなくても軽減を受けることができなくなります。世帯主及び国保加入者は、所得がなくても申告をお願いします。

（※）国保加入者、世帯主などの合計所得金額が『33万円+（24.5万円×世帯主以外の被保険者数）以下』

☎ 国保年金課・内線354・390

## 転出者・転入者に対する窓口アンケートにご協力ください

我孫子市では、東日本大震災以降、人口の減少が続いています。そのため、転出者と転入者から率直な意見を伺い、その原因の分析や今後の人口施策に役立てていけるよう、11月1日から行政サービスセンターを含む市民課の窓口で簡単なアンケートを実施しています。ですので、ご協力ください。

期間 平成25年4月30日まで

場所 市民課、各行政サービスセンター

☎ 企画課 718511



## 確定申告

# 社会保険料控除の証明書などのお知らせ

平成24年中の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料および介護保険料の納付額を記載した「納付確認書」を、平成25年1月下旬に納税義務者に送付します。確定申告、市・県民税の申告にご利用ください。

この納付確認書には特別徴収分（年金天引き分）は含まれていません。年金天引き分については、各年金・共済保険者から源泉徴収票として郵送されます。また、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務付けられています。

確定申告の手続きの際は、この証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料および介護保険料について、年末調整のため早めに納付確認書が必要な方は電話でご連絡ください。

☎ 国保年金課 ①国民年金保険料：☎05701070117 ②国民健康保険税：内線638、354 ③後期高齢者医療保険料：内線414、415、高齢者支援課 ④介護保険料：内線313、433

### ▼納付を証明する書類の発送時期

種別	発送者	納付方法	発送時期
国民年金保険料	日本年金機構	金融機関納付・口座振替分	11月上旬 ※10月以降納付する方は2月上旬
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料および介護保険料	日本年金機構	特別徴収分（年金天引き）	平成25年1月下旬～2月上旬
	我孫子市役所	窓口納付・口座振替分	平成25年1月下旬

- ◎国民年金保険料
- ◎国民健康保険税
- ◎後期高齢者医療保険料
- ◎介護保険料

## 青色決算説明会・消費税等説明会

日時・場所 下表参照

内容 ◎所得税の青色申告決算書の作成および青色申告特別控除の適用要件（貸借対照表の説明を含む） ◎消費税等の届出に関する手続、課税売上高の判定、課税売上げの区分整理の方法および申告書の書き方 ◎国税電子申告・納税システム（e-Tax）の概要および利用開始に当たっての手続き

日時	場所
12月3日(月)午後1時30分～4時	あびこ市民プラザ（ホール）
12月4日(火)午後1時30分～4時	野田市役所（大会議室）
12月5日(水)午後2時～4時30分	柏市民文化会館（小ホール）

※用紙などは国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp>からダウンロードできます。

※各会場へは、なるべく公共交通機関をご利用ください。あびこ市民プラザには専用駐車場はありません。

◆青色申告決算書は所得税の確定申告書等とあわせて、平成25年1月下旬に送付します。

次に該当する方については、平成24年分の所得税等の青色申告決算書および確定申告書等は送付されませんので、ご注意ください。

- ①平成23年分の所得税等の確定申告書をe-Taxにより送信された方
- ②平成23年分の所得税等の確定申告書を国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」により作成された方

☎ 柏税務署 個人課税第1部門 ☎7146-2321・内線324